

住民投票条例の構成

論点番号	条文の構成	高浜市	我孫子市	川崎市
	目的（設置）	1条	1条	1条
①対象事項	定義	2条	2条	2条
②請求・発議等	住民投票の請求及び発議	3条	4条	4条
	条例の制定又は改廃に係る市民請求の特例	4条		
	議会への協議			11条
	住民投票の形式	5条	5条	5条
	住民投票の執行	6条	6条1項	12条
	選挙管理委員会の事務	7条	7・8条	
	住民投票実施請求の代表者証明書の交付等			6条
	署名等の請求			7条
	署名簿の提出等			8条
⑧救済制度	審査名簿の調製			9条
	署名等の審査			10条
③投票資格者	投票資格者	8条	3条	3条
⑧救済制度	投票資格者名簿の調製等	9条		15条
	被登録者資格	10条		
	登録	11条		
	住民投票の請求に必要な署名数の告示	12条		12条
⑥-1投票期日	住民投票の期日（住民投票の実施）	13条	6条3項	
	投票所等	14条	11条	16条・17条
	投票資格者名簿の登録と投票	15条		18条
	投票日当日に投票資格者でない者の投票	16条		19条
⑥-2投票方法	投票の方法	17条		20条 1・3・4項
	投票所における投票	18条	12条	20条2項
	期日前投票等	19条	13条	21条
	無効投票	20条		26条
⑥-4情報提供	情報の提供	21条	9条	13条
⑥-3投票運動	投票運動	22条	10条	14条
④投票成立要件	住民投票の成立要件等	23条		
	投票結果の告示等	24条	15条	27条
⑤投票結果の取扱	投票結果の尊重	25条	14条	28条
⑦再請求等の制限	住民請求等の制限期間	26条	16条	2条2項 4条4項
	投票及び開票	27条	17条	22条～ 25条
	委任	28条	18条	29条